

群馬県防災ヘリコプター運航管理業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は、群馬県（以下「甲」という。）が所有するレオナルド式AW139型回転翼航空機（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理業務（以下「業務」という。）を委託するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 受託者の資格要件

受託者（以下「乙」という。）は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第2条第18項に規定する航空運送事業及び法第2条第21項に規定する航空機使用事業の許可を受けている者とする。

3 目的

防災ヘリの運航業務は、複雑多様化する災害や傷病者等の搬送に迅速かつ的確に対応するため、消防防災関係諸機関との連携の下、ヘリコプターの持つ垂直離着陸能力・空中停止能力などの特性及び機動力を活用し、もって、県民の安全・安心の確保に寄与するとともに、本県の消防防災体制のより一層の充実強化を図ることを目的とする。

4 用途

防災ヘリの用途は次に掲げる活動とする。

- （1）令和元年9月24日消防長告示第4号に定める航空消防活動
- （2）その他運航管理責任者が必要と認める活動

5 業務実施場所

業務の実施場所は、群馬県防災航空センター（以下「センター」という／群馬県前橋市下阿内町377-2）とする。

ただし、運航及び防災ヘリに搭乗して行う整備点検、年次点検（耐空検査）並びに甲の指示により整備工場等において行う整備点検業務及び訓練業務においてはこの限りではない。

6 委託期間及び主な業務の内容

乙は、次に掲げる業務を実施するものとし、業務の実施にあたっては、甲の職員の指揮に従い、規律ある行動を取り、誠意を持って適切な業務遂行に努めるものとする。

- （1）委託期間 令和8年1月1日～令和12年12月31日まで
- （2）業務内容

ア 運航

イ 耐空証明検査・点検整備・整備管理業務等

ウ 運航の安全管理等

エ 技術管理

オ 飛行場外での離着陸及び最低安全高度以下の高度での飛行及び物件投下に係る許可申請

カ その他

7 細部業務要領

(1) 運航

防災ヘリの運航を行うものであり、乙の職員は法第73条から第75条に定める場合を除き、甲の職員の指示により業務を実施するものとする。

ア 運航時間

午前8時30分から午後5時15分までの必要な時間とする。

ただし、災害発生等により緊急運航（法第81条の2の規定に基づく運航をいう。以下同じ。）が必要な場合及び甲が必要と認めた場合は、この限りでない。

なお、防災ヘリの年間延べ飛行時間は400時間（ただし、令和7年度は100時間、令和12年度は230時間）を目途とする。

イ 運航体制

乙は、次に掲げる職員を指定しセンターに勤務させるものとする。（以下「センター勤務職員」という。）

また、乙は、センター勤務職員が災害発生等に伴う緊急運航に迅速に対応できるよう、センターまで自動車で30分以内に到着可能な距離の区域内にセンター勤務職員を居住又は滞在させなければならない。

(ア) 操縦士

① 防災ヘリの運航は2名操縦士体制（うち1名が専任機長であること）とする。

なお、専任機長の認定は甲が別途行う。

② 操縦士の要件は以下のとおりとする。

【専任機長】

「本仕様書4用途」に定める全ての活動において機長として乗務することができる操縦士で、以下の要件をすべて有する者

- ・要件・・・a 回転翼事業用操縦士技能証明及びレオナルド式AW139型ヘリコプターの型式限定
- b 第一種航空身体検査証明書
- c 航空特殊無線技士若しくは航空無線通信士
- d 特定操縦技能審査技能証明書
- e 1,000時間以上の機長時間、うち500時間は回転翼機の機長時間
- f 500時間以上の本県と類似した運航環境における飛行時間
- g 50時間以上のレオナルド式AW139型の飛行時間
- h 50回以上の吊下揚収運航経験

【副操縦士】

「本仕様書4用途」全ての活動において乗務することはできるが、機長として乗務することができない操縦士で、以下の要件全てを有する者。

- ・要件・・・a 回転翼事業用操縦士技能証明及びレオナルド式AW139型ヘリコプターの型式限定

- b 第一種航空身体検査証明書
- c 航空特殊無線技士若しくは航空無線通信士
- d 特定操縦技能審査技能証明書

(イ) 確認整備士

- ・人数・・・毎日1名以上
- ・要件・・・回転翼一等航空整備士の技能証明及びレオナルド式AW139型ヘリコプターの型式限定を有する者

(ウ) 整備補助者

- ・人数・・・毎日1名以上
- ・要件・・・回転翼二等航空整備士以上の技能証明を有し、確認整備士の補助的業務を行うことが可能な者（(イ)の確認整備士が整備補助者の業務を行うことを妨げない）

(エ) 運航管理担当者

- ・人数・・・毎日1名以上
- ・要件・・・航空無線の資格を保有し、航空法規、航空機、航空保安施設、無線通信及び気象に関する知識、技能を有する者（(ア)の操縦士が運航管理担当者の業務を行うことを妨げない）

ウ 乙は、センター勤務職員の交代要員として、上記(ア)から(エ)について代替職員を指名するものとする。

エ 乙は、センター勤務職員及び代替職員（以下「運航要員」という。）を選任したときは、氏名及び資格等を甲に報告するものとする。

オ 乙は、センター勤務職員のうち1名を連絡責任者と定め、その氏名を報告するものとする。

また、緊急時に備えて、直ちに運航が可能な運航体制を確保するための連絡体制を確保すること。

カ 甲は、運航要員を不相当と認めたときは、乙に対してその変更を求めることができるものとする。

キ 乙が、運航要員を変更しようとする場合は、予め甲の承認を得るものとする。

ク 勤務日は、甲の勤務日に準拠するものとし、運航要員の指定は、乙が作成し甲の承認を得るものとする。

ケ 運航要員の勤務時間は、甲の勤務時間に準拠するものとする。

コ 乙は、運航要員に対し、甲の防災航空隊員と同様の制服及び航空ヘルメット等を貸与するものとする。

(2) 耐空証明検査・点検整備・整備管理業務等

ア 乙は、防災ヘリについて法第10条に規定する耐空証明を取得するための検査及び耐空証明の取得に係る申請業務を行うものとする。

イ 乙は、防災ヘリについて日常点検のほか、製造事業者が定めた整備マニュアル及び乙の整備規程に定める、オーバーホールを除いた、飛行前点検、機体及び発動機の各飛行時間・期間ごとの点検並びに無線点検等を行うものとする。

ウ 乙は、防災ヘリの点検整備について、乙の整備事業所でなければ実施が困難な場合を除き、センターにおいて行い、防災ヘリが迅速に出動できる態勢を常時確保するものとする。

エ 乙は、センター（格納庫・工作室・部品庫・油脂庫）の管理、整備用機材類及び整備用部品類の購入に関する情報提供及び収納保守管理業務を行うものとする。

オ 乙は、防災ヘリの運航に要する装備品及び部品並びに整備業務用車両を含むすべての点検整備用設備・装置及び資機材の保守点検、維持管理業務及び格納庫等の環境整備業務を行うものとする。

カ 乙は、防災ヘリの運航に伴う装備品の管理及び装備品の脱着業務を行うものとする。

キ 乙は、防災ヘリの運航のための給油その他の地上支援業務を行うものとする。

ク 乙は、防災ヘリの緊急運航に伴う装備品の脱着業務（現地活動を含む）を行うものとする。

ケ 耐空証明検査・点検整備等の期間中の運航体制

(ア) 整備士

・人数・・・毎日1名

・要件・・・回転翼二等航空整備士以上の技能証明を有する者

(イ) 運航管理担当者

・人数・・・毎日1名

・要件・・・航空無線の資格を保有し、航空法規、航空機、航空保安施設、無線通信及び気象に関する知識、技能を有する者

(3) 運航の安全管理等

ア 乙は、防災ヘリが円滑に運航できるよう、運航の安全管理、飛行訓練計画の作成、飛行計画の届出、飛行日誌及び整備日誌等の整理保管、気象及び航空情報の収集など、運航及び整備に関し、必要な事務を行うものとする。

イ 甲は、防災ヘリの運航可否、運航時刻及び運航経路等、飛行の判断に必要な情報について、航空気象技術者による情報提供や解説、24時間365日体制で対応できる気象情報提供事業者と契約し、必要な気象情報を乙に提供する。

(4) 技術管理

ア 乙は、防災ヘリの耐空性維持のため、航空局、製造事業者等の技術資料に係る管理を行うとともに、操縦士、整備士、運航管理担当者、防災航空センター職員の知識及び技量の保持・向上を図るための必要な教育訓練（CRM訓練等を含む）を行うものとする。

イ 乙は、甲の計画に基づき防災ヘリの運航目的に即した飛行訓練及び防災航空隊員間の連携を図った安全運航を確保するための所要の教育訓練を行うものとする。

ウ 乙は、委託期間中に新たな専任機長の育成を行うものとする。

(5) 飛行場外での離着陸及び最低安全高度以下の高度での飛行及び物件投下に係る許可申請

ア 乙は、防災ヘリが緊急運航以外の場合において、飛行場以外の場所での離着陸、最低安全高度以下の高度での飛行、物件投下を要するときは、航空法令に基づく許可申請業務を行うものとする。

イ 乙は、群馬県内の飛行場外離着陸場を調査し、その結果の取りまとめ等を行うものとする。

(6) その他

ア 甲のセンターにおいて行う整備に必要な工具、防災ヘリの部品、専用機械類

は甲が購入する。ただし、それらの保守点検・維持管理は乙が行い、その経費は甲が負担するものとする。

イ 乙の整備事業所において行う年次点検に必要となる交換部品（不具合の修理に要する部品は除く。）は、乙が購入し、その経費は委託料に含まれるものとする。

ウ 防災ヘリの点検整備に伴う軽易な消耗品類は乙が購入する。ただし、甲が保有しないヘリコプター部品等で緊急に必要なものを乙が保有する場合、乙はこの契約とは別に、適切な代価によりその部品等を甲に供給するものとする。

8 航空保険

甲は、次に掲げる航空保険に加入するものとする。

（１）機体保険

乙に対する求償権不行使を特約する。

（２）第三者・乗客包括賠償責任保険（てん補限度額１００億円）

ア 乙が甲に対し負うべき損害賠償責任をてん補する追加被保険者特約を付する。

イ 吊り下げ危険担保を特約する。

（３）搭乗者傷害保険（１５席）

吊り下げ危険担保を特約する。

（４）救援者費用等包括保険

9 委託契約金額に含まれない経費

次の経費は、委託契約金額に含まれない。

（１）防災ヘリの部品費用（ただし、乙の整備事業所において行う年次点検に必要となる交換部品（不具合の修理に要する部品は除く。）は、乙が購入・準備し、その経費は委託料に含まれるものとする。）

（２）航空機の燃油料費（ただし、乙の整備事業所において行う年次点検及び耐空証明検査受検時等に必要となる燃料・オイル等については、乙が購入・準備し、その経費は委託料に含まれるものとする。）

（３）防災ヘリの装備に関する追加飛行規程の整備及び当該規程の承認申請に要する費用

（４）その他特別に甲の指示により実施した業務に要する経費